

(5) 女性労働者の健康管理

女性労働者は男女雇用機会均等法の改正もあり、社会進出も著しく、平成13年度の事業所統計調査報告では、女性労働者が42%を占めている。しかも女性では、常用雇用者では、パート・アルバイト等が正社員数を上回って(50.3%)いるのが現状であるので、常勤労働者が対象の健康診断から漏れてしまう場合もあり注意する必要がある。

女性労働者によくみられる健康問題としては、貧血、運動不足、栄養面での偏り、摂取エネルギー不足、便秘、低血圧、冷え性、VDT障害、頸肩腕症候群、腰痛、生理不順、生理痛、更年期障害、骨粗しょう症、乳癌、子宮癌などに注意しなければならない。また女性労働者には妊娠、出産、育児などを経験する人も多く、仕事に家事、育児が重なって、過重な負担が原因になって、過労になり流産や、早産などがみられることがある。妊娠中の喫煙、飲酒についても健康教育などが必要である。

女性労働者は、体力や生理学的にみて、男性労働者とさまざまな面で異なる特徴がある。そこで母性保護の観点から、労働法規上で保護規定が設けられている。

労働基準法により

- i) 出産予定の女性が請求した場合産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間の休業が認められている。
- ii) 妊娠中の女性が請求した場合軽易な業務に転換させなければならぬ。
- iii) 妊産婦が請求した場合は変形労働時間制の適用が制限されるとともに、時間外労働、休日労働または深夜業をさせることが出来ない。
- iv) 妊産婦に重量物の取り扱い業務その他の妊娠、出産、保育等に有害な業務に就かせることは出来ない。

男女雇用機会均等法の改正により妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置

- i) 保健指導又は健康審査を受ける為に必要な時間を確保できるようしなければならない
- ii) 前条に基づく指導事項を守ることが出来るようにするために、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。
- iii) 通勤緩和の申し出があった場合には、時差通勤、勤務時間の短縮等の必要な措置を講ずるものとする。
- iv) 申し出があった場合には休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講ずるものとする。
- v) その症状等に関して、医師等により指導を受けた旨の申し出があつた場合には、指導に基づき、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。

a. 母性健康管理指導事項連絡カード

事業主が雇用する妊娠中及び出産後の女性労働者に対し、母性健康管理上必要な措置を適切に講ずるために医師等と連絡の適切化を目的として利用に努める連絡票である（モデル様式は表III-14に示す）。

b. 母性健康管理推進者

女性労働者を常時50人程度以上雇用する事業場に対し、自主的な母性健康管理体制の整備を図るため、その事業所に属する衛生管理者の中から少なくとも1名を母性健康管理者として選任するように厚生労働省では推奨している。

- ① 事業所において、母性健康管理の関心と理解を促す。
- ② 母性健康管理について事業主等の指示により必要な措置を検討実施し、事業主等が講すべき措置の判断にあたって、事業主に進言、助言を行う。
- ③ 母性健康管理について女性労働者の相談に応じる。
- ④ 母性健康管理に関する業務について女性少年室との連絡を行う。

c. 母性健康管理指導医

全国の女性少年室には、母性健康管理の専門家である母性健康管理指導

表Ⅲ-14

別記様式

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

平成 年 月 日

事業主殿

医療機関等名 _____

医師等氏名 _____ 印 _____

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記の2~4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏名	妊娠週数	週	出産予定日	年 月 日

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症 状 等		指 导 項 目	標 準 措 置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業（入院加療）
妊娠貧血	Hb9g/dl 以上 11g/dl 未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl 未満		休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠 22 週未満）			休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠 22 週以後）			休業（自宅療養又は入院加療）
妊娠中毒症	浮 腫	軽 症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業（入院加療）
	蛋白尿	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気 〔妊娠により症状の悪化が見られる場合〕	高 血 壓	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業（入院加療）
	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業（自宅療養又は入院加療）

症 状 等			指 導 項 目	標 準 措 置
妊娠中に かかりや すい病気	静 脈 瘤 ^{※1}	症状が著しい場合		長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休息
	痔	症状が著しい場合		
	腰 痛 症	症状が著しい場合		長時間の立仕事、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	膀 胱 炎	軽 症		負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
		重 症		休業（入院加療）
多胎妊娠（　　胎）				負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後回復不全		軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症		休業（自宅療養）

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3 上記 2 の措置が必要な期間（当面の予定期間間に○を付けてください。）

1週間（　月　日～　月　日）	
2週間（　月　日～　月　日）	
3週間（　月　日～　月　日）	
その他（　　）	

4 その他の指導事項（措置が必要である場合は○を付けてください。）

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休息に関する措置	

（記入上の注意）

- (1) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入ください。
(2) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の休息に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休息に関する措置が必要な場合、○印をご記入ください。

指導事項を守るための措置申請書

上記とおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成 年 月 日

所 属 _____

氏 名 _____ 印

事 業 主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

医が配置されており、健康管理の具体的な問題について事業主や女性労働者からの相談に応じ、また母性健康管理に関する指導を行っている。

d. 母性健康管理相談事業実施要綱

さらに、事業主に対して義務化された母性健康管理の措置が事業所内において適切に運用されるためには、産業医の選任義務のない50人未満の小規模事業場にも、母性健康管理に関する相談体制の充実を図るために、小規模事業場の事業主及び女性労働者を対象に「母性健康管理相談事業」が厚生労働省から郡市区医師会に委託され実施することになった。

業務内容

① 母性健康管理相談窓口の設置

産婦人科医等が事業主及び女性労働者からの健康相談に応じる窓口の開設

② 母性健康管理に関する説明・相談会の開催

妊娠中及び出産後の女性労働者を雇用する事業主に対し、母性健康管理に関する説明・相談会の開催